

# 徳島県BA.5対策強化宣言

命を守る！新型コロナから医療崩壊を防ぐための大切なお願い

期間延長

9.20 火まで

## 県民の皆さんへのお願い

※特措法第24条第9項に基づく要請

### 医療現場を守るために

- ワクチン接種の積極的な検討をお願いします  
特に人との接触が多い高齢の方や持病のある方、接種率の低い若年者の方にはお願いします
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください  
※夜間等に救急外来の受診に迷う場合は、電話相談を活用してください  
(徳島救急医療電話相談 #7119 15歳未満 徳島ごども医療電話相談 #8000)
- 感染時の自宅療養、そして大規模災害にも備えるため、各家庭で少なくとも3日分、できれば一週間分程度の食料や水、医薬品等の確保をお願いします
- 高齢の方や持病のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出の際には、特に注意してください
- 高齢の方や持病のある方などとの面会や会食の前には、検査をお願いします
- 高齢者施設・児童等利用施設等の職員の方は、同居の家族も含め、少しでも体調不良の場合には、出勤を控えてください

### これ以上の感染拡大を防ぐために

- 予防行動が重要ですので、基本的な感染防止対策の再徹底とともに、熱中症に警戒しつつ、適切にマスクを着用しましょう
- ご自身だけでなく、同居の家族も含めて少しでも体調不良の方がいる場合は、通勤・登校・登園や外出を控え、速やかに医療機関に相談、又は検査の受検をお願いします  
医療機関を受診する前には、事前に電話でご確認ください
- 感染が不安な無症状の方は「薬局等での無料検査」の受検をお願いします
- 「換気しながらの空調利用」など、効果的な換気に努めましょう
- スポーツ施設等で更衣室を利用される際は、必要最低限の利用に留めましょう
- 帰省される方や、県外に帰省されてから帰県される高校生・大学生等の皆さんには、事前に検査し、「陰性」を確認してから出発してください
- 宿泊や飲食の際は、「コロナ対策三ツ星店」をはじめ、感染対策を実施している店舗を利用しましょう

**注釈** 期間の延長(8月30日決定)に伴い、変更及び追加した項目は◆  
各項目の変更箇所は\_\_\_\_\_で示しています

## 事業者の皆さんへのお願い

※特措法第24条第9項に基づく要請

- BCP（事業継続計画）を再点検し、事業活動の維持に努めましょう
- テレワークや時差出勤の推進など、接触機会の軽減を図りましょう
- 従業員の方が県外に出張された際は、帰県前の検査にご協力をお願いします
- 高齢者施設・児童等利用施設等における職員の健康管理の再徹底をお願いします
- 児童等利用施設では感染リスクの高い活動などは避け、感染を広げない形での保育をお願いします  
(同居の家族も含めて少しでも体調不良の方がいる場合は、児童の登園を控えてください)
- 学校では、感染防止対策を徹底(十分な換気、回し飲み禁止等)するとともに感染リスクの高い活動は控えましょう
- やむを得ず、登校できない児童生徒への「学びの保障」として、1人1台端末等を活用した「自宅での学習継続の取組み」を行ってください
- 医療機関等の負担軽減のため、勤務や通学の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求めないようにお願いします
- 業種別ガイドラインを改めて確認し、感染対策の徹底をお願いします

## 県の取組みと関係者への協力要請

※特措法第24条第9項に基づく要請

- 「BA.2.75(ケンタウロス株)」等、新たな変異株の監視を着実に進めるため、ゲノム解析体制を強化します
- 急増する感染者を受け入れるため、入院受入病床・宿泊療養施設を拡充します  
(医療機関・宿泊事業者に協力要請)
- 高齢者や基礎疾患のある方など高リスク者を家庭内感染から守るため、宿泊療養施設を活用します
- 「検査キット」の不足に備えるため、「診療・検査協力医療機関」向け「優先確保枠」を継続します(医薬品卸売業者に協力要請)
- 発熱外来のひつ迫防止のため、診療・検査協力医療機関等での検査キットの配布など、重症化リスクが低い方への自己検査を推奨します
- ワクチン接種促進のため、3回目・4回目接種が受けられる大規模集団接種会場を設置し、引き続き予約なし接種等を実施します
- 県民の皆さまが不安を感じることのないよう、新規感染者への速やかなファーストタッチ等を行うとともに、自宅療養者にはSMSを活用した生活支援物資の配布や着実な健康観察等を行います
- 軽症者を含め、誰一人とり残すことのないよう「健康フォローアップセンター」を設置します